

決済用普通預金に関する特約

株式会社北洋銀行

1. 利息の取扱い

- (1) 決済用普通預金には、当行ホームページに掲載の普通預金規定または総合口座取引規定の定めにかかわらず、お利息は付利いたしません。
- (2) 既に開設済の普通預金を決済用普通預金へ変更するにあたり、変更のお取扱日に未払いの普通預金利息がある場合には、普通預金規定または総合口座取引規定の定めによるものとし、お取扱変更時には精算いたしません。また、総合口座の貸越利息は、総合口座取引規定の定めによるものとし、お取扱変更時には精算いたしません。
- (3) 決済用普通預金から普通預金へ変更する場合、お取扱日以降の期間を対象とするお利息の組入れは、普通預金規定または総合口座取引規定の定めによりお取扱いたします。

2. 本特約と預金規定との優劣

本特約で定められた事項と普通預金規定または総合口座取引規定で定められた事項で内容が異なる場合には、本特約が優先するものとし、それ以外の場合については、普通預金規定または総合口座取引規定、その他各預金規定を適用するものとします。

3. 本特約の変更等

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。
- (2) 前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

(2023年1月1日現在)